

# 八尾市介護保険事業者連絡協議会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、八尾市介護保険事業者連絡協議会規約（以下「規約」という。）に基づき、八尾市介護保険事業者連絡協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し、必要な事項を定める。

(会長及び副会長)

第2条 協議会に会長1人及び副会長3人を置き、会長は、会員のうちから、役員会で推挙された者が指名され、副会長は現幹事のうちからの互選によってこれを定める。

2 会長及び副会長の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

(部会長及び副部会長)

第3条 協議会に設置する各部会に部会長1人及び副部会長を置き、部会の幹事会によってこれを定める。

2 副部会長は、各部会毎に3人まで置くことができる。ただし、部会運営に必要なときは、この限りでない。

3 部会及び副部会長の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故のあるときはその職務を代理する。

5 部会長及び副部会長は、会長、副会長との兼任を妨げない。ただし、各部会相互の部会長及び副部会長の兼任はできない。

(幹事)

第4条 各部会に幹事を置くことができる。

2 幹事は会員の互選によってこれを定める。

3 幹事の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

4 幹事は、部会長、副部会長とともに部会の運営に携わるとともに、部会の運営に必要な事務を行う。

(監査役)

第5条 協議会に監査役1人を置き、会員の互選によってこれを定める。

2 監査役の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

(顧問)

第6条 必要に応じ協議会に顧問を置くことができる。

(総会)

第7条 総会は、会員及び賛助会員を対象とし、会長の召集により定例的に開催する。

(部会)

第8条 各部会は、当該部会に所属する会員を対象とし、部会長の召集により定例的に開催する。

- 2 賛助会員は、各部会長の判断により、各部会に参加することができる。
- 3 必要に応じて、各部会に小部会を設置することができる。その場合、小部会の開催は部会長の召集により開催する。

(役員会)

第9条 役員会は、協議会会員のうち次の各号により構成する。

- (1) 会長
  - (2) 副会長
  - (3) 各部部长
  - (4) 各副部部长
  - (5) 監査役
  - (6) その他会長が必要と認めた者
- 2 前項各号の役職については、兼任により対応することは妨げない。
  - 3 役員会は会長の召集により、定例的に開催する。

(会計年度)

第10条 協議会の会計年度は月、4月1日より翌年3月31日とする。

(会費)

第11条 協議会参加の会費は次の通りとする。ただし、年度途中の加入についても同等とする。

- (1) 会員は、1法人につき年4,000円とし、所属する部会につき年1,000円とする。
  - (2) 賛助会員は、1団体につき年30,000円とする。
- 2 会費は、納付期日までに納めなければならない。

(退会)

第12条 協議会の退会は、書面により申し出るものとする。

- 2 事業者指定を受けた都道府県知事又は市町村長より事業者指定の取り消しを受けたとき又は、会員の事業活動が休止及び廃止の状態であるときは、前項の規定によらず、協議会を退会したものとする。
- 3 前条第2項の規定にかかわらず、納付期日より6ヶ月を過ぎても会費を納付しないときは、協議会を退会したものとする。

(規約・要綱の改正等)

第13条 規約及び要綱の改正等については、会員の総意をもって行うものとする。

- 2 前項においては、各部会において会員意見を集約した上で、役員会に諮るものとする。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、平成13年12月26日から施行する。

(平成13年度の特例)

第2条 第10条に規定する会費の徴収については、平成14年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、平成25年6月20日から施行する。